

令和8年（フ）第3994号
東京都世田谷区経堂3丁目7—13—107
破産者 諫山美佐子
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4332号
東京都渋谷区渋谷2—19—19 ワコー宮益坂ビル5階、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市青葉区大場町174番地448
破産者 株式会社L o i m i
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4333号
神奈川県横浜市青葉区大場町174—448
破産者 石倉 経子
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4334号
東京都千代田区九段北1丁目5番5号 東建ニューハイツ九段805
破産者 株式会社メデル
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4335号
東京都品川区中延2丁目12—13
破産者 畑井 勇二
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4366号
東京都足立区大谷田2丁目4番3号
破産者 株式会社クサマ

1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4370号
東京都渋谷区笹塚3丁目25番1号
破産者 株式会社オリーブの森
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4371号
東京都渋谷区笹塚3丁目29—3—101
破産者 田中 次郎
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4372号
東京都葛飾区西水元2丁目11番5 プリマベラⅡ102
破産者 有限会社ミカミ
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4373号
東京都葛飾区南水元1丁目23—11 司荘1階
破産者 三上 英明
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4374号
東京都葛飾区西水元5丁目3—1—305
破産者 東山 昇市
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4375号
東京都足立区足立4丁目11番6号
破産者 有限会社社印門
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4376号
東京都足立区青井5丁目18—6—604
破産者 濱津 幹宜
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4377号
東京都足立区青井5丁目18—6—604
破産者 濱津 光子
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4379号
東京都中央区日本橋3丁目2番14号
破産者 株式会社M U N I Q U E
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4419号
東京都港区芝5丁目27—3 M B C A—7号
破産者 株式会社n o t r e
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4468号
東京都江戸川区南篠崎町5丁目10—9
破産者 須原 順子

1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4593号
東京都大田区南馬込3丁目8—28—108
破産者 中尾 元春
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4776号
東京都杉並区梅里2丁目21—4—102、住民票上の住所東京都杉並区梅里2丁目21—4 梅里ハイツ
破産者 松尾 英喜
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4788号
東京都杉並区桃井1丁目5—10—101
破産者 前島 浩二
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4815号
東京都練馬区中村1丁目4—4—201
破産者 小城 昭根
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4831号
東京都足立区谷在家3丁目24—2—201
破産者 福田 哲也
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部